

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

ケアマネセンターたんぎく

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岐阜県指定 第 2170400093 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. 苦情の受付について.....	5

(別紙 ) 前 6 か月間の訪問介護等の割合

(別紙 1) サービス利用料金

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 丹菊整形外科
- (2) 法人所在地 岐阜県羽島市小熊町島2丁目78番地1
- (3) 電話番号 058-391-1411
- (4) 代表者氏名 理事長 矢島 弘毅
- (5) 設立年月 平成7年6月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護支援を公平、中立に提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 ケアマネセンターたんぎく  
平成11年9月3日指定 岐阜県指定第2170400093号
- (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島市小熊町島2丁目78番地1
- (5) 電話番号 058-391-6088
- (6) 管理者 氏名 片野 京子 (主任介護支援専門員)
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
  - 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者からの総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
  - 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日。ただしお盆8/13～15日の3日間、年末年始12月30日から1月3日、及び祝祭日を除く。
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後5時30分 土曜日 午前8時00分～午後1時30分
サービス提供時間帯	受付時間と同じ

- (3) 24時間連絡体制

営業時間内	058-391-6088
その他の時間帯	058-391-6088

#### 4. 職員の体制

(1) 当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています>

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 理事長	1	0	法人の運営管理
2. 管理者	1	0	管理業務・介護支援業務
3. 介護支援専門員	3	1	介護支援業務

(2) 担当件数 常勤換算方法により、平均4.4件未満とする。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービスの内容>

※ 課題分析表の種類・・・MDS-HC、TAI 方式・ガイドライン方式等

<サービス提供開始について>

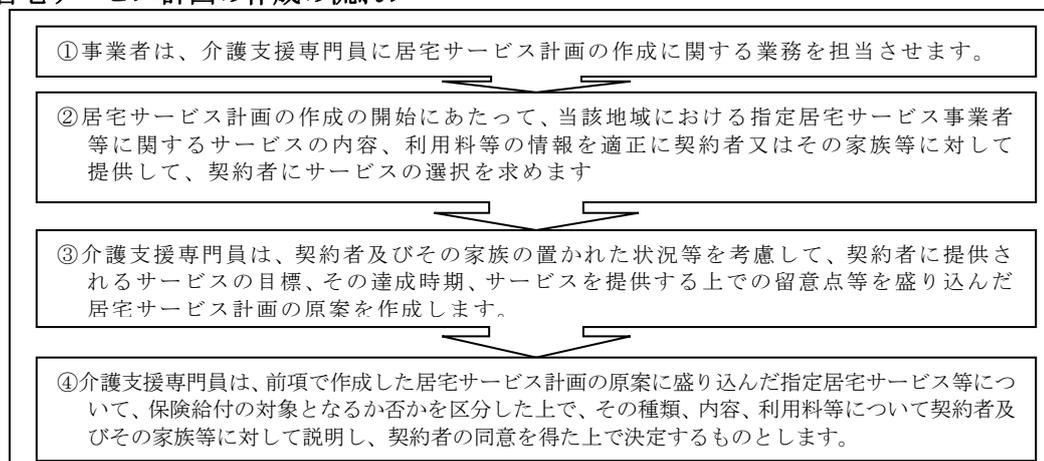
指定居宅介護支援の提供の開始に際し、

- ・利用者は、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができる。
- ・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができる。
- ・利用者は、当事業所において、作成された訪問介護等のサービス計画が占める割合(前6か月間、上位3位)の説明します。 ※ 別紙

##### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## ⑤医療、介護施設等との連携

ご契約者が、入院をされた際は、入院先の病院へ当事業所名及び担当の介護支援専門員の名前、連絡先をお伝えくださいますようお願いいたします。

## <サービス利用料金>

(1) サービス利用料金 ※ 別紙 1

(2) 交通費 通常の事業実地域以外

片道	10km未満	300円
	10kmから20km未満	600円
	更に10kmを超えるごとに	300円加算

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・ 現金払い
- ・ 銀行引き落とし

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

#### ③ハラスメント防止について

ハラスメントと判断される場合には、ご利用者様へのサービス提供ができなくなることがあります。

### (3) 虐待防止に関する事項

①事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

責任者 矢島弘毅

所在地 羽島市小熊町島2丁目78番地1

電話番号 058-391-6088

苦情受付担当者（片野京子 ・小林晶子 ・佐藤友美 ・池田恵 ・疋田明子）

○受付時間 毎週月～金曜日 午前8時00分～午後5時30分

土曜日 午前 8 時 00 分～午後 1 時 30 分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

羽島市高齢福祉課	所在地 電話番号	羽島市竹鼻町 5 5 番地 0 5 8—3 9 2—9 9 3 2
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉・農業会館内 0 5 8—2 7 3—1 1 1 1
羽島市 地域包括支援センター	所在地 電話番号	羽島市福寿町浅平 3—2 5 0 5 8—3 9 4—2 5 2 1

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 ケアマネセンターたんぎく

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に、同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 (代理人を選任した場合)

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号 (平成 11 年 3 月 31 日) 第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 6 年 4 月 1 日より

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その記録を整備した日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとします。

### 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、

契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメントを含む）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|